

平成 19 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	三 浦 博
企 業 管 理 者	佐々木 勝 利	代 表 監 査 委 員	小 松 欽 一
総 務 部 長	佐 藤 好 文	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	岩 井 敏 一	建 設 部 長	金 子 則 之
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一
財 政 課 長	森 鉄 也	会 計 管 理 者	佐 藤 文 一
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	武 藤 一 男
下 水 道 課 長	渡 辺 講	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 俊 文	消 防 本 部 総 務 課 長	阿 曾 時 秀

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成19年9月26日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議案第76号 公有水面埋立てに対する意見について
- 第2 議案第77号 平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 議案第78号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第79号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第80号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第81号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第82号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第83号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第84号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第85号 平成18年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第86号 平成18年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第87号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)
- 第13 議案第88号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)
- 第14 議案第89号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第1号)
- 第15 議案第90号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第91号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第92号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第93号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第19 議案第94号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第20 陳情第10号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する陳情書
- 第21 陳情第11号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 第22 議提第15号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書
- 第23 議提第16号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

もし暑いようでしたら、上衣を脱いでください。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。また、本日は、代表監査委員の小松監査委員の出席をいただいておりますので、報告します。

ただいまから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 01 分 休 憩

平成 18 年度一般会計決算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	教育長	三浦博
企業管理者	佐々木勝利	代表監査委員	小松欽一
総務部長	佐藤好文	健康福祉部長	笹森和雄
産業部長	岩井敏一	建設部長	金子則之
教育次長	小柳伸光	ガス水道局長	須田登美雄
消防長	中津博行	総務部総務課長	齋藤隆一
財政課長	森鉄也	会計管理者	佐藤文一
市民課長	木内利雄	生活環境課長	長谷山良

農漁村整備課長	伊藤賢二	観光課長	武藤一男
下水道課長	渡辺 講	教育委員会総務課長	阿部 均
ガス水道局管理課長	佐藤俊文	消防本部総務課長	阿曾時秀

平成 18 年度一般会計決算特別委員会審議日程

第 1 決算特別小委員会の報告、質疑（議案第 77 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

午前 10 時 01 分 開 議

一般会計決算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） おはようございます。

一般会計決算の総務小委員会に付託になりました議案第 77 号について、審査の経過と結果について報告いたします。

最初に、歳入になります。歳入のうち市税でございますが、これにつきましては、決算の審査意見書で、収入未済が増額計上になっている、こういうふうなことが述べられております。これを踏まえまして、当総務小委員会でも内容の審査を行いました。最初に、税務課のほうから詳細資料の提出がありましたので、これについての説明を受けて、審査に入ったわけでございます。

滞納の関係でございますが、市民税と固定資産税、あくまでもこれは個人分でございますが、滞納が 1 億 6,110 万 5,000 円あるということでございます。これについて、この徴収率の関係、あるいは不納欠損の関係、これについていろいろと意見が交わされました。

徴収率についてであります。17 年度は旧 3 町の決算でございます。それと、合併してからの 18 年度の収納率がどうか、こういうことを比べたわけでございますが、市民税の個人については、旧 3 町の段階では 98.52%、それが平成 18 年度では 98.74%。それから固定資産税については平成 17 年、つまり旧 3 町の段階では 98.29%が 98.25%、つまり平成 18 年度も現年度の徴収についてはそれなりの努力の跡が見られるのではないかと、こういうことが話し合われました。

さらに、不納欠損でございます。これも市民税の個人分、固定資産税について説明がなされたわけでございますが、総額で731万8,000円の不納欠損があるようでございます。中身は、施行停止処分した場合は3年でございます。この場合は、財産がない、あるいは生活が困窮している、あるいは本市にいないで所在が不明だと、こういう方で、対象は17名。それから、徴収権の消滅、これは5年でございますが、これにつきましては151名、こういうふうなことでございました。

最後に、市ではこの事態を重く受けとめまして、収納対策のプロジェクトを立ち上げてございます。その活用についても説明がありました。職員の意識向上のため、全庁的な方策で取り組むと。これは税金に限らず、税外収入、そういったこともあるわけでございますから、職員として税に対する認識というものを全体として持っていただきたい、こういうふうなことでございます。それから、滞納者について再度実態の把握をしたいと。滞納者の中には、長い期間にわたって滞納している者、あるいは額の非常に多い者、あるいは多重債務、こういったものがいろいろとまじり合っているようでございます。それで、再度実態の把握をしたいと、こういうことでございます。それから、分納の相談にも応じている、こういうふうなお話がありました。

それから、不納欠損でございますが、額、あるいは人数、非常に多いような感じもするんですが、不納欠損もやっぱり状況によっては必要であると、こういうふうなことが説明されております。ただし、これについては、当然のことながら安易な形の不納欠損、これは納税意欲の減退につながるおそれがあると。ですから、慎重の上にも慎重にやってほしいと、こういうふうな意見が出ました。

それで、このプロジェクトについてでございますけれども、決算の意見書でも述べているようでございますが、この後いろいろな方策を講じると思いますが、実効のある対策、プロジェクトの成果が出たなど、こういうふうな実効のある対策を期待したい、こういうふうな意見が出ております。

歳入のうち総務部に関するものとして、地方譲与税を初め地方消費税、あるいは地方交付税、こういったものがあるわけでございますが、これについてはそれぞれの確に収入されているということでございます。ただし、地方交付税、これは御承知のとおり非常に多額でございます。歳入の30.6%を占めるわけでございます。交付税台帳によって一応説明を受けましたけれども、非常に難解、理解が難しいと、こういうふうな状況もあります。それから、積算も非常に不透明といいますが、非常にわかりにくいと。要素としては取り組んでいるけれども、どの部分にどれだけの金額が入っているか、この辺あたりがなかなか不透明であるというふうな面もあるようでございます。ですから、非常に歳入に占める割合の多い、この地方交付税、あるいは市債の発行、こういったものも含め、引き続き健全財政の維持には努めてほしいと、こういうふうな意見が、この譲与税、あるいは交付税絡みの総務部所管の歳入の段階では出されております。

次に、歳出について4点ばかり申し上げます。

総務費の一般管理費、75ページになりますけれども、役務費の中に通信運搬費2,011万9,000円ございます。これの不用額が549万6,000円ございます。内容を見ますと、12月に600万円補正しております。それについて549万6,000円の不用額が出ておるわけでございます。説明では、実績が予想を下回ったと。あるいは通信運搬費について、特別会計、これ補助事業の対応ということだ

と思いますけれども、そちらでの支出もあったので、つまり一般会計の通信運搬費、これを使わないで支出できた、こういうことでございます。これについても2つばかり意見が出ております。

第1点は、補正の段階での提案、あるいは査定、こういったものが少しルーズでないかと、これが第1点でございます。それから、第2点、通信運搬費、これは各項目にわたってありますし、全体とすれば相当大きな金額になると思います。こういったものは一覧表にでもして、集中管理をするなど、もう少し工夫できないものだろうか、こういった意見が出されております。

同じページでございますが、委託料でございます。広報配布業務の委託料1,199万5,000円ありますが、これは自治会に対する委託料の支払いであります。市から広報配布等によって委託料の支払いがなされるわけでございますが、支払い先が会長個人であったり、あるいは自治会であったり、まちまちのようであります。少なくとも市からの公金の支出でありますので、町内会の事情があることは十分わかりますけれども、町内の会計で透明性、市のほうからどれだけいただいて、支出がどうだと、こういうふうな町内会計を通すような透明性、こういったものが出るように自治会を指導できないものだろうか、こういうふうなお話がされました。

それから、3つ目でございます。86ページ以降でございますが、情報化推進についてでございます。これについても4点ばかり意見が出ております。

第1点目は、この情報化推進の効果みたいなものを検証すべきでないか、こういうふうなことが出ております。これに対して当局では、現在、これについての数値目標は持っていない。ただし、今後設定したいと、こういうふうなお話がありました。

次に、電子行政についてであります。インターネットの市民利用はどのぐらいかというふうなお話に対しまして、50%ぐらいと認識していると、こういうふうな当局の説明がありました。そうだとすれば、この電子行政のもち方の研究といいますか検討といいますか、そういうものを加速させてはどうか、こういうふうな意見も出ております。

3つ目でございますが、不正送信の防止についてでございます。一応のマニュアルはあるようでございますけれども、19年度でさらに監視ソフトを設置すると、こういうふうなお話がありました。

それから、システムの保安点検、これはそれぞれの項目に結構な金額が出ております。こういったシステムの保安について統合できないか、こういうふうな意見も出ましたけれども、その所管所管の事情があるようでございまして、統合にはちょっと無理があるようだというふうな説明がありました。情報推進、その担当があるわけでございますが、さらに情報システム化みたいなもので、再度この情報化の効果といいますか、むだのない情報システムの構築といいますか、そういうふうなものを検討してはどうだろうか、こういうふうな意見が出されております。

次、104ページでございます。センター管理費についていろいろと意見が出ました。市民センターは3センターございます。3つのセンターで、それぞれ性格が違うようであります。ただ、センターによっては、非常に予算も大きく、管理施設が多いセンターもございます。このセンターの公的な管理施設につきましては、維持についてはセンターが担当する、施設整備は本課が担当すると、こういった役割分担がなされているようでございますけれども、現場に入りますと、この維持等について必ずしも本課との連携が十分でない点があるのではないかと。また、それぞれ3センターの

人夫賃金、あるいは委託者の雇用の条件、これにも相違があるようであります。この点についても話し合われました。で、さらに、この施設について、民間委託、あるいは指定管理者制度の活用、こういったものについてももう一步踏み込んで推進してもいいのではないかと、こういうふうなお話も出ております。

市民センター全体についてでございますけれども、市民サービスの面からのセンター機能、これは十分に理解できるわけでございますけれども、ただいま申し上げました施設管理みたいな面、こういったものを総合的に考えますと、再度このセンターについては抜本的な検討が必要でないかと、こういったことが話し合われました。

歳入歳出、主なところを審査の経過としてお話しいたしましたけれども、総務部所管分につきましては、全員の賛成で認定に決しております。以上でございます。

1 つ訂正させていただきます。先ほど「総務課所管」と申し上げましたが、「総務部所管」でございます。当小委員会で所管する部分ということでございますので、訂正したいと思います。（該当部分訂正済み）

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員会委員長に対する質疑を許します。 — 21 番本藤敏夫委員。

21 番（本藤敏夫君） ちょっとお聞きいたします。もし聞き間違いであればお許しいただきたいわけですが、委員長の報告に、当局の補正に対して安易な面があるという御指摘があったようにお聞きいたしました。報告しなければならぬような大きな事例というのはどういうことだったのかなと疑問に思ったものですから、お聞きします。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） それについては、25 ページの通信運搬費、これに関してでございます。つまり、12 月に 600 万円の追加補正をしたということでございます。それについて、決算ではそれに相当するぐらいの 549 万 6,000 円の不用額が生じたこと、ということでございます。ですから、600 万円の予算の要求をした、査定をした、この辺のあたりも少しルーズではないかと、ということでございます。この件に関してということでございます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。 — 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 私、教育民生常任委員会に所属する者ですが、斎藤修市議員からも質問が出された内容で、学校給食費の給食センターの問題について、私どもの常任委員会でも検討というか、いろいろやりとりあったわけですが、これは監査委員については総務常任委員会の所管であります。したがって、私のほうの説明の中で、例えば教育委員会が予算をいろいろ検討する際に、財務とか、あるいは市長とか総務とか、そういうところと検討をしているという内容になっています。で、その際に結局二重計上というのが判明して、結果的には決算議会で説明をします。当局からそういうものについて監査のほうに一度も、こういう状態になったという情報提供というか、事態についての説明がなされなかった、そういう話が総務決算小委員会では話が出されなかったのかどうか伺います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長(池田好隆君) この点につきましては、10款の教育委員会に付託になった事項でございます。確かに、総務課は財政全般、そういう面もあるかと思えますけれども、総務委員会の審査は、この10款の給食費の審査といえますか、それはいたしておりません。

一般会計決算特別委員長(山田明君) 16番竹内賢委員。

16番(竹内賢君) 私がお聞きしているのは、監査委員会については総務常任委員会というか、いわゆる議会としては総務が担当しているわけです。したがって、そういうことが総務委員会で話題にもならなかったということなんでしょうか。というのは、いろいろ議会の中では話がされているわけですよ。したがって、こういう結果になったということで、12月段階で教育民生委員会には非公式であるけれども説明をされて、私たちも資料をもらったということになっているわけですが、当局のほうから監査委員に対してそういうのがなかったかと、そういうことでの話がなかったかという、そういうことなんです。所管がいわゆる教育民生というのは十分わかりますけれども。

一般会計決算特別委員長(山田明君) 総務小委員長。

総務小委員長(池田好隆君) 残念ながら、その点につきましては監査委員の招聘といえますか、そういうふうなこと、総務委員会の中でもちょっとその点については話し合いされませんでしたので、そういったことはありませんでした。

一般会計決算特別委員長(山田明君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長(山田明君) 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長(13番菊地衛君)登壇】

教育民生小委員長(菊地衛君) おはようございます。

当決算特別小委員会に付託になりました審査が終わりましたので、その結果を報告いたします。

議案第77号平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、その中の市民部、健康福祉部、教育委員会、消防本部に関する事項、全員の賛成により認定いたしております。

審査の内容を若干申し上げます。審査に当たっては、現場踏査、事務報告書なども参考にいたしました。報告書についてはできるだけ書式をもらいたいとの意見が出ております。また、当委員会に付託になっております戸籍住民基本台帳、住民対策、社会福祉、老人福祉、身体・知的障害福祉、児童福祉、生活保護、保険年金、災害救助、保健衛生、清掃、水道整備、消防、学校教育、社会教育は、市民に最も身近な行政であり、福祉向上、教育文化の向上、市民の安全・安心な生活環境に寄与している決算内容であったと感じられましたが、若干そうでない部分については後段で申し上げたいと思います。

また、先ほどの総務小委員長の報告にもありましたが、当委員会が所管する福祉施設、学校施設、社会教育施設について、昨年来、あるいは委員会開催ごとに管理の方法、臨時等雇用の方法、委託や契約等の方法について、それぞれにかなりの差異があり、旧町からの流れで一気に統一や平準化

は難しいとは思いますが、平等・公平の面から、人事管理や委託契約等の一元化を提唱してまいりましたが、遅々として進んでいない状況であるようで、この件は全庁的な課題でしょうから、当局においてそれぞれの部署の現状を詳細に把握し、改善に向けた取り組みについて、当委員会からの意見を申し述べておきます。

また、保育料、高齢者住宅整備資金貸付金、奨学金、給食費などの収入未済、滞納繰越については、これも総務委員長の報告にもありました、また、市政報告にもありましたが、市税や使用料などの収入率を高めるために、副市長を本部長とする全庁的な収入対策本部を8月に立ち上げており、今後その効果に大いに期待したいところです。

それでは、幾つか個別に審査の内容を申し上げます。

年金不受給の問題が取り上げられました。幸い旧3町とも一定の保存がされており、特に問題はないようです。この件はあくまでも本人の申し出ということで、これまで100件弱の問い合わせがあり、必要書類のコピー、戸籍関係書類は無料で対応に当たっているようです。

住民対策費には、交通安全や防犯灯といった市民要望の多い予算が盛られています、なるべく不用額を出さずに、予算の範囲内で、できるだけ要望にこたえていただきたいとの意見が出ております。同様のことが福祉や生活保護にもあるわけですが、こちらは制度上できないという事案もあり、担当へ検討を願っております。

消防関係では、消火栓、防火水槽の整備状況の質問があり、常備、非常備の機材、機器類とともに計画的に整備されているようですが、現在のところ、河川、湖沼も含め、80%以上の充足率となっているとのこと。また、昨年来、あるいは最近問題となったカラオケ施設の火災や、救急車の誤配送について、カラオケ施設そのものに問題はなかったものの、1軒だけ避難訓練を実施していないところがあり、指導を行ったとのこと、誤配送については、建築確認等で住宅の着工や店舗の新築などを把握し、毎月1回、地図の更新、追加を実行しているとのことでした。ただ、どうしても消防自動車等が進入できない狭隘な集落道路が数カ所あるということで、委員からは、当該集落に再度確認の上、不測の事態に備えていただきたいとの要望が出ております。

教育委員会関係では、教育委員会のあり方、学力検査の状況、学習障害サポートや公民館連合会への負担金、図書館の充実、白瀬記念館の運営、獅子ヶ鼻湿原の調査などについての質疑応答がありました、ここでは3つの点について報告いたします。

1つは、今決算で初めて3地区合同の成人式を民間のホテルで実施しましたが、その状況についてであります。対象者353名中、出席者287名、出席率は81.3%で、出席者の半数からアンケートに答えてもらったようです。成人式の時期については、回答者の63%が冬、10%が夏、どちらでも17%となっており、内容についての問いには、「このまま」が87%で、「変えるべき」の11%を大きく上回っているようです。いずれ今年度も新成人の代表で実行委員会を組織し、その中で検討されるようですが、会場のキャパシティー、暖房、職員の配置等々で一定の成果はあったようであり、

2つ目は、旧象潟町の町史の件ですが、昨年の決算報告でも監査委員の指摘があり、当委員会でもさまざまな意見を申し上げ、その頒布について強く要請してありましたが、当局の具体的な対応

がうかがわれず、今回も再度抜本的な方策を強く促しております。ちなみに、3月31日現在の在庫は、「資料編1」が2,369冊、「資料編2」が2,235冊、「通史編上」が2,351冊、「通史編下」が2,260冊で、金額でおよそ4,200万円となっているようです。平成18年度の売り上げは、雑入に掲載のとおり74冊、23万7,000円となっております。

3つ目は、多額の不用額を計上した象潟学校給食共同調理場建設事業の件であります。本会議において、斎藤修市議員、佐々木正己議員より質疑があり、当局からる答弁があったとおりで、委員会としてもそれ以上も以下の質疑もいたしておりませんが、佐々木弘志議員から当委員会に対して質疑通告書が提出されておりますので、本会議の繰り返しになりますが、改めて確認の意味で、その内容を申し上げます。

1つ、予算計上までの討議・検討はいつ、だれが、だれと、どのようにされたかということですが、平成18年1月30日付で18年度学校給食施設に関する整備計画の有無について県から照会があり、その3日前の1月27日、電話で事業の前倒しが可能かについても連絡があり、教育委員会、財政課、総務部長、市長と協議、国の補助があったときは平成17年度で補正し、繰り越して対応することを決め、2月7日付で前倒し可能とした18年度事業計画書を県に提出、2月10日、県より平成17年度学校給食施設整備にかかわる事業計画を2月21日まで国に提出するようとの連絡を受け、17年度補正事業として計画書を提出したということです。

2つ目、工事費について予算計上の前に複数の担当者、管理職、市長を初めとする三役がチェックするのみにあらず、費用対効果も含め鋭意検討を重ねたかということには、補正予算計上のときは設計書ができていないため、本体工事、電気設備工事、機械設備工事の詳細な内訳、内容は不明で、基本設計の事業費を参考に予算を計上、その際に課内相互の綿密なチェック、業務の連携が欠けていたと言わざるを得ない。その後は、定例打ち合わせ会議を毎週月曜日に行い、教育委員会、財政課と随時協議を重ね、常に緊張感を持ち、業務に取り組んでいるとのことで、費用対効果については具体的な答弁はありませんでした。

3つ目、9月6日付の秋田魁新報に、本体工事に調理用備品費約8,000万円が含まれていたにもかかわらず、担当者が勘違いし、機械設備にも計上したことが主な要因とあるが、記事のとおりかということですが、基本設計による事業費は、建物工事、電気設備工事、機械設備工事のそれぞれの総額しか提示されていないため、厨房機器類は機械設備、建物には含まれないと誤った判断をしてしまったとのことで、新聞記事のとおりということになります。

4つ目は、二重計上について、いつ、だれが、どのようにして発見し、その後、どのように対処し、今回の市長報告となったのかということには、平成18年3月30日に実施計画書が業者より提出され、詳細内訳の確認作業中の4月上旬ごろに判明、直ちに財政課、総務部長と協議し、繰越明許費は補正できないため不用額とすることとした。議会への市長の報告について、教育委員会としては、決算が確定し、監査を経て、平成18年度決算報告書が完成する9月議会が妥当と考え、今回に至った。不用額が多額であり、判明した時点で速やかに議会に説明すべきであったと反省しているとのことであります。

以上、委員会でもこういった内容の繰り返しの質疑、答弁に終始したわけですが、委員会の最終

的な判断としては、大きな誤りであることは紛れもない事実ですが、実害、実損、不正は見当たらず、法的にも違法性はなく、何よりも市民生活への重大な影響はないとの見地に立っております。

以上、報告といたします。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 18 番齋藤修市委員。

18 番（齋藤修市君） 18 番齋藤です。この問題に関しては、私が質疑をした関係上、最終の締めくくりをしたいと思います。

先ほど委員長の報告の中で、実害がないという形で承認をしたというお話がありましたが、委員会の中で、私が提出を求めた、この資料は検討されましたか。まず 1 つ、それをお伺いします。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） お答えいたします。

当然その資料のほかに、全体、要するに、先ほど説明いたしました計画から工事着工に至るまでの流れの表、その他の資料をいただきながら、るる検討はいたしております。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 18 番齋藤修市委員。

18 番（齋藤修市君） 数字そのもの、これは本会議でも 1 億 3,600 万何がしというお金が不用だという話になって、当局の説明いろいろ聞いたわけでございます。で、先ほどの委員長報告の中で、機械設備に厨房機器がダブリましたという話をされました、その報告で。でも、この資料は、不用額が本体設備にかかっていますよね、7,900 万円。だから、その辺の内容がちよっと報告と異なるということ、一体どちらにダブリが生じたのか、この辺は、今までの説明と違っているものですから、その辺の検討というか討議、その辺はよくなされたんでしょうか。なぜ私がこういうことをまた聞くかということ、これ以外にもいろいろとまた大きな事業があるわけですよ。関連する事業いっぱいあるので、数字の重さというものをやはりもうちょっと真剣に、みんな考える必要があるのではないかと、その辺はどうですか。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） 建物そのものが共同給食の調理場ということで、一部機械設備に含まれるもの、一部建物に含まれるもの、そういったものはあったようであります。ちなみに、いわゆる建物に含まれるもの、あるいは機械に含まれるものというのは、例えば冷蔵庫ですとかシンク — 流し台ですね、それから大型のミキサー、それからフライを揚げるフライヤー、それから大きな回転がま、こういうものは、いわゆる備品 — まあ備品には間違いのないわけですけども、いわゆる建物、あるいは機械という形で設置をすると、そこら辺の最初のスタートが誤ったというふうに判断をしております。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 18 番齋藤修市委員。

18 番（齋藤修市君） 最後にもう一つ。この数字の中で、予算計上の段階では、確かに県、国に申請する段階では細かい数字というのは多分わからないだろうと。これも承知しております。それで、まずはその事業に対しての申請が必要だということは当然なんです、最終的な契約額と、それから不用になりました請負差額、厨房機器のダブリ、設計単価の見直しという項目の中で 1 億

3,600万円が計上されているわけですが、この辺の、なぜこのような、まあダブリはわかります、わかりますけれども、この見積差額、それから設計単価の見直し等々の数字がどのように出てくるのか、その辺の検討はなされましたか。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） その点については、詳細には審査しておりませんが、この表に基づいた説明は一通り受けております。その表の流れで御理解くださいと、そういうことで委員会は終わっております。

【18番（斎藤修市君）「終わります」と呼ぶ】

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。 — 14番佐々木清勝委員。

14番（佐々木清勝君） ただいまの委員長の報告の中で、この問題につきまして大変細かにいろいろ検討されたということについては大変な努力であり、敬意を表したいと思いますが、いま一つ、ちょっと詳しく教えてもらいたいんですが、大変大きな誤りではあるけれども、実害、実損がないのでということで判断されたということですが、この辺のところ、もう一度詳しくお願いしたいと思います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） 詳しくと聞かれましても、全くそのとおりということの委員会の判断、結論でありました。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 14番佐々木清勝委員。

14番（佐々木清勝君） 私は、実害とか実損というものの判断基準をどこに置いたのか、ちょっとわかりかねます。これだけですね、8,000万円のダブル計上というものが新聞報道にきちっと載ってですよ、あり得ないことを当局がやっておるということを周知せしめたことに対して、委員会として実害、実損がないという判断というのは、私はいささか甘いんじゃないかと。今、住民はそのことに対してどういうことを言っているかと。いろんな憶測の中でいろんなことがきているわけですね。これに対して、議会の中では、「大きな誤りである」と誤りを認めて、「実害、実損はない」。私は市の行政の執行のあり方に対して大変な汚点を残したこの現状に対して、議会の判断というのはいかがなものかと思っておりますので、その点のところどういうふうに御議論されたのか、いま一度お願いします。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（菊地衛君） その件につきましては、大変当局の責任も重いというふうに判断をしておりますし、また、議会としても、予算は平成17年度で通っているわけです。さらに、平成18年の3月議会の議案第80号の補正で、全員の賛成でこれも可決しているわけです。そういった意味では議会の責任もあろうかと思えます。それで、当局に対しては、文書をもって反省と再発防止について委員会で提出を求め、いただいております。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 14番佐々木清勝委員。

14番（佐々木清勝君） ただいまの報告で結構でございますけれども、議会にも確かにそれは責任の一端があったかもしれないけれども、その事実がほとんど我々に周知せしめない中で運ばれた

ことに対して、予算を承認したのだから我々にも責任があるみたいなことでは、委員長、これは大変私は大きな問題だと思います。行政当局からちゃんとした情報がなされて、その上で私どもが判断の誤りがあったとすれば、これは我々も大きな責任ありますけれども、わからないうちに、繰越明許は補正できないとかなんとかいろんなことをやっちゃっていると。それはやっぱりその都度適切に事務処理をしていくというのが本来のあり方なはずなんです。まあ今できてしまったことということになるんでしょうけれども、今後のいろんな、これは私ども総務委員会にも当てはまることですけれども、やっぱり委員会審議の中におきましては、議案は一たん付託しているわけですので、そのことも含めてひとつ、あえて答弁は要りませんが、今後の委員会審議の中においても、我々も含めて大いに反省をしていかなきゃいけないものだと思っております。以上です。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） おはようございます。

さきの19年9月13日付託の下記事件につき審査を終わりましたので報告いたします。

議案第77号平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、産業部、建設部、農業委員会に関する事項につきまして、全員の賛成により認定いたしております。

審査の内容を若干報告いたします。

初日に、9月14日でございますが、災害現場を中心に現場踏査を行わせていただきました。悲惨な現状を目の当たりにいたしまして、自然の力の恐ろしさを知らされた次第であります。委員の皆さんも、長靴、軍手ということで現地を回りました。

被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

建設中の稲倉山荘も、現在、85%の進捗率でありまして、10月末には完成とのことを伺っております。同時に解体工事も行われておりまして、9月の末日には解体できる見通しであります。

議案のほうでございますが、歳入のほうにつきましては、補助金、また委託金等は順調に入って推移してございます。

ページの153ページ、6款1項3目19節の航空防除協議会運営費補助金でございますが、こちらは3地区の協議会がございまして、無人ヘリ防除への移行を選択肢の一つとして検討している。いわゆる航空防除にいたしますと、ポジティブリストによりまして野菜にかかってしまう。その産地のものはすべて出荷できなくなるという非常に厳しいルールがあるということで、いずれ将来は無人ヘリに切りかえをしていかなければならないのではないかとということで、市協議会で確認済みとなっているようでございます。

186ページ、8款2項5目除雪費でございますが、こちらの不用額は、皆様御承知のとおりではご

ざいますが、暖冬の影響でございまして、この辺が意見出まして、委員から出た意見では、リース契約についてはどうなっているのかと。いわゆる暖冬とそうでない場合については大分契約期間とか単価とか違うんでないかということがございました。回答は、月前の単価契約、型式、台数の見積もりを取りまして、一番低額な業者と交わすと。まあ当たり前のことですが、18年度は暖冬ということもあり、2月いっぱい除雪機械を返却して経費の節減に努めましたところ、3,600万円ほどの不用額が出たというふうに伺っております。

各部各課とも予算の執行率は大変良好であると判断いたしております。以上でございます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第77号平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第77号に対する討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第77号平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、各小委員長の報告はいずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第77号平成18年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前10時53分 閉会

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾	善 紀		2 番	佐々木	正 勝
3 番	市 川	雄 次		4 番	池 田	好 隆
5 番	宮 崎	信 一		6 番	佐 藤	文 昭
7 番	佐々木	正 明		8 番	小 川	正 文
9 番	伊 藤	知		10 番	加 藤	照 美
11 番	佐々木	弘 志		12 番	村 上	次 郎
13 番	菊 地	衛		14 番	佐々木	清 勝
15 番	榊 原	均		16 番	竹 内	賢
17 番	佐 藤	元		18 番	斎 藤	修 市
19 番	佐々木	平 嗣		20 番	池 田	甚 一
21 番	本 藤	敏 夫		22 番	佐々木	正 己
23 番	山 田	明				

.....

議会事務局職員

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補佐	藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	三 浦 博
企業管理者	佐々木 勝 利	代表監査委員	小 松 欽 一
総務部長	佐 藤 好 文	健康福祉部長	笹 森 和 雄
産業部長	岩 井 敏 一	建設部長	金 子 則 之
教育次長	小 柳 伸 光	ガス水道局長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総務部総務課長	齋 藤 隆 一
財 政 課 長	森 鉄 也	会 計 管 理 者	佐 藤 文 一
市 民 課 長	木 内 利 雄	生活環境課長	長谷山 良

農漁村整備課長	伊藤賢二	観光課長	武藤一男
下水道課長	渡辺 講	教育委員会総務課長	阿部 均
ガス水道局管理課長	佐藤俊文	消防本部総務課長	阿曾時秀

平成 19 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 87 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

午前 10 時 53 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） 総務小委員会に付託になりました議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の関係でございます。審査の経過と結果について報告いたします。

歳入でございますが、10 款、10 ページでございます。地方交付税の関係でございますが、今回の補正は 7 億 1,478 万 1,000 円、非常に多額でございます。その理由につきましては、市政報告で市長が報告したとおりでございますが、さらに、この交付税の交付に当たっては、国の財政の関係で調整率というものが適用されて交付税が決定されております。額的には 1,300 万円程度だようございますが、2 月に国の財政の絡みがあるでしょうけれども、その範囲内で追加交付があると、こういうふうな説明がなされております。

次、歳出について、3 点ばかり申し上げます。

最初に、人件費の関係でございます。今回は総務関係のみならず人事異動に伴う人件費の補正が随所にあるわけでございます。その関連で、職員の置かれている立場といたしますか、待遇ということなんでしょうか、こういったものについて質問がなされました。これにつきましては、指標としてはラスパイレス指数というものがあって、平成 18 年は 91.4%で、県内 13 市の中では 8 番目だようございますが、非常に低位にあるわけでございます。合併による事務量の増大、あるいは組織の問題、あるいは行政改革の問題、こういった問題の中で欠かすことのできない住民サービス、こ

ういった仕事量を持っているわけでございます。そういった仕事量といいますが、そういうものと、職員の置かれている立場、これがどういうものかと、こういった点について検証があってもいいのではないだろうか、こういうふうな意見も出されております。

それから、2つ目、16ページでございます。2款総務費、財政管理費の積立金でございます。財政調整基金積立金1億5,630万4,000円措置されてございます。当局の説明もあったとおり、残額では10億1,556万4,000円の金額になるわけでございます。この点について、この財政調整基金の使い道、あるいは目標額、こういった点について質問がありました。当局では、この点については、将来の大型投資に対する基金であると。めどとすれば10億円ぐらい、これは確保したいものだと、こういうふうな説明がなされております。

さらに、9款でございます。38ページでございます。災害対策費の関係で、高潮対策、あるいは災害見舞金、こういった補正がございます。この関連で意見が出ております。つまり災害対応ということでございます。このたびの集中豪雨、これは大きな被害があったわけでございます。これに対する職員の素早い対応は十分に評価できるのではないかと、こういった話があった一方で、今後の復旧には国、あるいは県の支援、これも非常に大きいと思われる。由利本荘市においては地元県会議員に内容の説明と要望書を提出しており、さらに県議会に陳情書を提出している、こういうふうな状況が紹介されたわけでございます。意見として話し合われたわけでございます。このように危機管理につきましては、将来にわたって、つまりきめ細かい対応、こういったものが必要であろうというふうな意見も出されております。

当総務小委員会所管部分につきましては、全員の賛成で可決に決しております。以上であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） 当委員会に付託になりました審査が終了しておりますので、結果の報告を申し上げます。

議案第87号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会、消防に関する事項ですが、全員の賛成により可決いたしております。

審査の主な点について申し上げます。

人事異動に伴う人件費の補正、市政報告にもあり本会議でも説明のあった障害者自立支援法施行の激変緩和措置の補正などがありました。

また、生活保護費、国庫負担金返還金は、平成17年10月合併と同時に福祉事務所を開設し、今決算で初めて1年分の集計となったわけですが、予算計上の際、不足が生じないようにと多少多目に組んだことと、大きな差異は医療費扶助が予想を下回ったことによるもののようです。

消防費も、本会議で条例や規則の改正で負担金が増額になったとの説明があったとおりですが、補正予算とは直接関係ありませんが、救急出動において自動車道の両善寺までの延伸に伴い、積極的な利用を図っていききたいとのことでありました。

一般寄附金の 108 万円のうち 100 万円を旧象潟町出身で秋田市在住の方から、学校図書にといただいたそうで、象潟小学校へ 40 万円、象潟中学校へ 60 万円それぞれ図書購入費として計上になっております。

学校教育将来構想策定支援事業についても質問がありました。県では、合併が進んだこと、少子化がさらに進むことを踏まえての補助金で、市では今年度その素案づくりの検討委員会の報償費としております。次年度もこの事業を継続していくとの予定のようで、主眼としては、各学校の施設整備の課題、通学区の見直しなどで、具体的には仁賀保中学校建設と同時に釜ヶ台中学校を合併予定ですが、残る小学校をどうするか。小出小学校の児童数減少、院内小学校の校舎の老朽化、金浦中学校、象潟小学校、上浜小学校、上郷小学校など市内の小・中学校が抱える諸問題等を検討しながら、3 年ぐらいかけて方向性を見出していきたいとの答弁でした。

仁賀保中学校外壁応急補修工事に絡み、建設に向けたスケジュールの質問がありました。8 月末に 10 社 5 企業体にプロポーザル方式を要請し、9 月 28 日を提出期限とし、国体終了後、建設委員会などで検討し、県のほうからもアドバイザーとして参画していただき、基本設計契約を結び、その後、数回の検討、設計への注文を加え、来年 3 月下旬ごろまでには基本設計を終えたいとしております。

象潟中学校の備品購入については、本会議で説明のあったとおりであります。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5 番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） 付託の下記案件につき審査が終了いたしましたので、当委員会についての報告をいたします。

議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）中、産業部、建設部、農業委員会に関する事項でございます。全員の賛成により可決いたしております。

審査の内容を報告いたします。

内容的には、災害復旧のほう、質疑でも出ておりますが、こちらのほうが重点になるかと思っておりますが、まずは 33 ページの観光施設費の中で、象潟スキー場の休止について出ております。これは県の除雪等、また、スキー人口の減などがございまして、これを廃止にするということになりますと自然公園法によりまして現状復帰の問題があり、休止とするものであると。委員からも、では、

各小学校のスキー教室などはどうするのかということもありまして、各小学校のスキー教室はバス移動で巾山、また、バス移動の場合は矢島スキー場も視野に入れて検討したいということでもございました。なお、体協のスキークラブには、再度話し合いをして了解を得たいというふうに伺っております。

44 ページ、11 款 1 項 1 目災害復旧費でございます。この中で 9 月の補正分の災害復旧が出ております。現場踏査もいたしまして、とにかく早急な復旧が望まれます。災害件数は、河川が 39 件、地すべりが 2 件、道路が 57 件、橋梁が 1 件、計 99 件。そのうち災害復旧事業として報告なされているのが 15 件。河川が 10、道路が 5。河川のほうは 10 月 22 日以降の査定、道路のほうは、新聞にも出ておりましたが、きょうから査定に入る予定でございます。15 件で 7,880 万円。市単独で 84 件ございまして、3,560 万円。市の財源として補正を組んでおりますが、どうしても足りないということでもございまして、予備費からも 7,450 万円対応してございますが、残りの 1,655 万円に関しましては次回の補正対応をしたいということでもございます。

なお、二次災害を防ぐために工事のほうも発注済み、また、もう進行しているというものがあるようでございます。

それから、45 ページの 11 款 2 項 1 目農業用施設災害復旧、こちらは質疑にも出ておりましたが、具体的なことを幾つか申し上げたいと思います。

こちらのほうは土木災害と違いまして、農業関係の災害復旧工事というのは受益者負担が伴うというものでございまして、さまざまな事業といえますが、支援がございまして、1 番に、特別災害復旧支援資金の創設、こちらは J A のほうで行うものでございます。それから、中山間地域直接支払事業交付金、3 番目に、産地づくり交付金事業、これは転作でございまして、8 月末に文書でいただいて、9 月 11、12 日で確認をいたしております。4 番目に、にかほ市小規模土地改良事業及び農業用施設災害復旧事業、こちらは 9 月末までということでもございます。あとは国の査定でございまして、農地・農業用施設の災害復旧事業、9 月 21 日まで報告というふうになっておりますが、いずれにしても、被災者、受益者に最も有利になるような形で話し合いをして、いろんなパターンに当てはめていきたいというふうに伺っております。

この災害に関しまして、当委員会からいろいろな意見が出ました。その中で、あまりこういう意見は出ないのですが、ふだんは、「職員の皆さんの迅速な対応には感謝しておる。今後、予算措置等も含めて市民の要望にこたえた災害復旧をしていただきたい」という意見が出ております。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 12 番村上次郎委員。

12 番（村上次郎君） 象潟スキー場の休止について質問します。前年度といえいいですか、この冬といえいいですか、直近の象潟スキー場の利用状況、特に小・中学校とか、団体の利用状況はどうだったのかということが審査されておりましたら質問します。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 状況の数については審査いたしておりません。事務報告に出

ているかどうか、そこら辺はちょっとわかりませんが、いずれにしる、その人数的なことは審査はしてありません。ただ、少なくなってきたというふうなことだけを伺っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。 — 17番佐藤元委員。

17番（佐藤元君） 1点だけ。今、村上委員からもありましたが、スキー場について。委員長報告では、今、廃止じゃなくて休止ということの説明でありましたけれども、具体的にそれは何年ぐらいのめどで考えているのか、その中身をちょっと教えてもらえますか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 何年というふうなことまでは、残念ながら伺っていません。ただ、いずれにしる、スキー教室というのは小 — 中学校もあるんでしょうか — 小学校の場合はバス移動しているということをごさいますて、道路状況に応じて巾山、先ほど申しましたが、巾山とか矢島のスキー場も可能ではないかということをごさいます。とにかく体協のスキークラブのほうとは一度話し合いはしているようでございますが、もう少し詰めた話し合いをしたいと。廃止でなく休止というのは、先ほど申しましたとおり、現状復帰しなければならないということがあるということをごさいます。御了解いただきたいと思ひます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 17番佐藤元委員。

17番（佐藤元君） 廃止じゃなくて休止と、廃止にすると現状復帰という。まあそれは、これは法律的にそうなっているわけですからいいわけですが、そうすると、そこら辺の具体的な将来計画は全く話し合いはなかったわけですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 今後どのようにしていくかというような具体的な話はございませんでした。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 31ページが一番下段の設計委託料、これは南部工業団地の更地のところだようですけれども、議案説明以上のことは何か出ましたら教えていただければありがたい。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 委託料ですか。こちらは質疑のときに出たと思ひますが、象潟工業団地、いわゆる南部工業団地の排水路工事、150メートルの270メートル、取水ますが3カ所ということで、こちらが工事請負費のほうに6,600万円というふうになるということでごさいます。以上であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） もうちょっと具体的な内容については委員会では聞かなかつたでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） 具体的にと言われましても、設計測量業務で、場所と工事とますを増設ということ以外は伺ってありません。以上です。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 87 号に対する討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）に対する各小委員長の報告はいずれも可決です。議案第 87 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立全員です。したがって、議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 11 時 17 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 11 時 18 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第76号公有水面埋立てに対する意見についてから、日程第19、議案第94号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）までの議案19件、日程第20、陳情第10号有害鳥獣対策の抜本強化に関する陳情書及び日程第21、陳情第11号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書の2件、計21件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長、並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 総務常任委員会に付託になりました陳情について、審査の経過と結果について報告いたします。

最初に、9月14日でございますが、今回の被害の関係で、3地区の災害現場、その主な箇所を一日がかりで視察をいたしました。被害の内容は、議員の皆さん御承知のとおりでございますけれども、この後、災害査定が行われるわけでございまして、それを経て再度補正予算が組まれると思っておりますけれども、地域では大変な不安を抱えております。河川の問題、長雨といいますが、そういうことで常に浸水の不安がある地域、あるいは農家の意欲の減退の問題、そういった地域の不安解消、さらにはこの後に組まれる補正予算、こういったものにつきましては積極的な財政出動、これを期待したい、こういうふうな意見が出されたことを申し添えておきたいと思っております。

陳情第11号でございます。悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情についてであります。秋田県司法書士会会長鈴木敏夫外2名からのものがございます。

内容は見ていただければわかりますが、クレジット契約につきましては、クレジット会社、あるいは販売業者、こういった方々の経済的利益追求という面から消費者被害が発生しやすい構造的危険性があると。そのため、病理現象としてクレジット被害、こういったものが多発している実態にあると、こういうことでございます。

国においても、これを受けまして、被害防止のため審議会をつくり、取引の適正化に向けて割賦販売法の改正を目指して、平成20年春の通常国会の改正法案の提出を見込んでいただいております。

クレジット取引における消費者の安心・安全を確保するという観点から、願意はまさに妥当であるということから、全員の賛成で採択に決しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 当教育民生常任委員会に付託になりました7件の議案の審査が終わっておりますので、報告を申し上げます。

議案第78号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第79号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第80号平成18年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、いずれも全員の賛成により認定をいたしております。

議案第88号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）、議案第89号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）、議案第90号平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）、この3件については、全員の賛成により可決いたしました。

審査した内容について申し上げたいと思います。

議案第78号、この会計では、保険給付、出産育児一時金、葬祭給付、老人保健への拠出、介護給付、ヘルスアップ事業、人間ドッグの助成など、給付や事業についてはおおむね順調に執行されておりましたが、委員会では、保険税の収入未済額約2億1,000万円、不納欠損額約900万円について税務課職員の出席を求め、要因や対策について審査いたしました。

収入率については、県内他市町村と比較して悪いほうではないものの、収入未済額の増は全国的傾向のようで、差し押さえなど厳しい対応をとっているとのこと。不納欠損は住所不明や合併前からの長期にわたるもので、大方は地方税法第18条消滅時効の5年を適用しているものの、同法第15条の7の滞納処分の執行停止の3つの条件、すなわち、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときを適用し、3年で不納欠損している場合もあるようです。これらについては、一般会計の決算審査の報告でも申し上げましたが、収納対策本部の機能的な実行を願っております。

ほかに委員からは、象潟地区の医療費の伸びについて質問がありましたが、詳しいことは、2年後に国保連合会から来る資料を分析しないとわからないとのことですが、象潟地区は医療機関が多く、診療を受けやすいこと、退職分が増になっていることが考えられるとのことでした。

議案第79号は、診療所の運営・経営に関しては、和田診療所長を中心にスタッフの懸命な努力で、決算書からもうかがえるように良好に推移していると感じられました。ちなみに、診療日数と延べ患者数は、小出診療所診療所で238日の9,114人、院内診療所で187日の6,475人と、かなりの業務をこなしているようであります。また、研究・研修費の旅費が例年より多くなっているのは、広島で開かれた全国地域医療学会へ3名出席ということで、和田診療所長の方針で、ただほかの発表を聞いて勉強してくるのではなく、みずから発表するために出席するとのこと、所長は院内小学

校でのアンケートや診療で「子供たちの肥満と虫歯」というテーマで、高橋看護師は糖尿病について、長谷部保健師は歯科検診についてそれぞれ発表したとのことで、ほかの事例も研修してきたようであります。

委員からは、合併後、象潟地区や金浦地区からの患者がいるかとの質問が出されましたが、平成18年度は16回の在宅当番医を受け持った関係で、数人の方を診察したものの、基本的には仁賀保地区内の患者だということです。

また、医療費抑制と診療所の経営という観点での質問には、不要な診察や薬は省き、薬についてもジェネリック薬の使用を多くし、医療機器の購入に際しては国保関係の補助もあるようで、最終的には収支が合えばよいという考え方のようです。

議案第80号、この会計は、支払基金、国庫負担、県負担、一般会計繰り入れのそれぞれの歳入をもって高齢者の医療費を賄っているものですが、医療費の推計で国、県の負担分を申請するわけですが、実際は、申請額より少ない収入となり、結果、翌年度歳入繰上充用という処理で、国、県からの追加交付を受け、さきの6月定例議会で専決第4号で清算しております。

委員からは、今決算そのものよりも、間近に迫った平成20年4月スタートの後期高齢者医療制度移行への質問が多く出されました。負担がどのくらいになるのか、医療費の市全体の予算はどうなるのかの問いには、介護保険がスタートしたとき運営主体は市町村でしたが、全国的平均の介護保険料は月2,500円と算定されました。後期高齢者医療制度は運営主体が県単位の広域となるわけですが、同様の試算でいくと月6,200円程度になるということですが、この額も高齢者数やこれまでの医療費の推計から秋田県は高くなると予想されており、いずれ10月か11月ごろの秋田県後期高齢者医療広域連合議会で決められる予定と聞いております。

また、直接市で運営するわけではありませんが、にかほ市全体の後期高齢者にかかわる医療費は、現在のところ、国保で30億、老保で30億かかっていますので、全体で60億ぐらいになるということであります。

また、この老人保健特別会計は、3月の予算審査の報告のときにも申し上げましたが、平成19年度で終了し、繰り越しや事務整理等の関係で、おおむね平成22年ごろまで存続することになり、それまで来年度スタートの後期高齢医療と老人保健の2つの会計が並行することになります。

議案第81号簡易水道ですが、決算そのものは全体には間違いないと審査を終えております。特に多い額ではありませんが、使用料の未納、滞納繰り越しについては、先ほど申しあげました収納対策本部に期待をしたいと思います。

委員からは、簡易水道の料金統一や、1款1項1目13節の簡易水道の施設計画作成業務委託料についての質問が出されました。上水道への統合を視野に、簡易水道の総合的な整備の素案づくりのようで、国の基準に照らし、補助対象となるよう鋭意計画を進めているようであります。簡易水道供給区域が10キロメートル以内は補助対象となるようで、にかほ市内はすべて隣接の簡易水道まで10キロメートル以内となっているようですし、平成28年までにすべてを上水道に統合するという要件で、国の補助対象事業となるようであります。これらの総合的な計画を今年12月までに国に提出し、事業を進めていきたいとの説明を受けております。

議案第 88 号ですが、税率改正による税の過不足と、平成 18 年度の繰越金確定により、全額を予備費に補正したのですが、委員のなぜ全額予備費なのか、財政調整基金への繰り入れはとの質問には、平成 20 年度の税率統一で不確定部分が予想されるためにとの答弁をいただいております。

議案第 89 号は、平成 18 年度の繰越金の確定により、その 97%を財政調整基金に積み立てるといのが主な内容ですが、歳出の 1 款 1 項 1 目 12 節の手数料 3 万 7,000 円のうち、金額は 2 万円と大きな額ではありませんが、全国国民健康保険診療施設協議会と全国自治体病院協議会で創設した地域包括医療ケア認定制度への申請手数料との説明を受け、その制度等に関する質問がありました。これはまず施設としての認定を取得し、次に認定医師を取得、さらに看護師の認定も取得して、地域住民が医療や相談など、診療所を安心して利用できる体制の充実を目指すということです。いずれ申請して審査を受けることになるようですが、これまでの実績や議案第 79 号の報告でも申し上げましたように、全国地域医療学会での発表の評価などもあり、認定される見込みのようであります。

委員からは、こういった診療所の現状やさまざまな活動について、広報等を利用して広く市民に知らせるべきではないかとの意見も出されました。診療所では、11 月の文化祭において、展示などの機会を設ける予定はしているようであります。

議案第 90 号は特にございません。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5 番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 当委員会に付託になりました事件につき審査が終了いたしましたので報告いたします。

議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見について、全員の賛成により可決をいたしております。

議案第 82 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 83 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 84 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 85 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について、議案第 86 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について、いずれも全員の賛成により認定をしております。

議案第 91 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 92 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 93 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 94 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、いずれも全員の賛成により可決をいたしております。

陳情第 10 号有害鳥獣対策の抜本強化に関する陳情書につきましても全員の賛成により採択いたしております。

審査の内容につきまして若干報告いたします。

議案第 76 号に関しましては質疑で十分なされておりますが、当委員会でも現場を踏みまして、安全な航行、そして、休漁中、いわゆる底引きが休みの間に本格工事に入るといふことで、来年の 7、8 月ごろからやるといふふうになっております。

議案第 82 号、こちらにつきましては、委員の方々から、どのような状況なのかと、下水道に関してはどのような状況なのかといふような御意見がございまして、現在、公共ますの設置は市全体で 5,656 世帯、うち 3,730 戸が供用開始となっているようであります。率にいたしますと 65.95% となります。いろいろな事情があるかとは思いますが、供用開始率を高めて、せっかくの施設でございまして利用していただきたいという意見でございます。また、どうしても水洗化できないような住宅、いわゆる高齢者のひとり住まいとか、そういう方への配慮も必要ではないかという意見が出ております。

議案第 84 号については、これで廃目となるようでございます。

飛びまして、議案第 94 号、質疑でもございましたが、修繕費のうち災害復旧の費用でございまして、中島と金浦の浄水場の泥流の除去の費用、また、土石流のため、金山地区、57 メートルの管が流されまして、こちらの仮配管の設置分ということでございます。こちら現場踏査をいたしまして、かなり沢がきつく、今後の復旧工事が待たれるところでございますが、仮対応として翌日の朝、早朝より工事を行い、仮復旧している現場を視察させていただきました。まことに迅速な対応ができたと評価いたしております。今後の本工事につきましては、いかんせん山の沢に面しているものでございますから、工事の内容をどういふふうにするか、反対側に振る、もしくは資材、機材をどういふふうに入れるかという問題がありますので、もう少し検討させていただきたいという旨、伺っております。

また、有害鳥獣に対する陳情書でございますが、本市ではあまりその有害、いわゆるクマとかカラスとスズメぐらいしかございませませんが、聞きますと、サル被害、また、カモシカの被害が多々出ているようでございます。願意を酌みまして、全員の賛成で採択と決しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告を終わります。昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 43 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 議案第 77 号平成 18 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定に決しております。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）、全員賛成で可決に決しております。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。

これから、討論、採決を行います。

議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 76 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 76 号、本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 76 号公有水面埋立てに対する意見については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号平成 18 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 77 号平成 18 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に反対の討論をします。

決算そのものは、市民生活に必要なものはほとんどで、その面では反対ではありません。しかし、市民に負担を強いる国の税制などが盛り込まれている、そういうことでは賛成できません。

実は、この予算が提案された昨年 3 月議会で、国の税制改悪によって、特に所得の低い高齢者にまで、その負担増を強いるひどい内容だと、そういうことで反対しました。平成 18 年度決算での歳

入の個人市民税は、収入済み額で8億4,890万5,164円となっています。この個人市民税の中には、高齢者や所得の低い人に対する増税分が含まれているのです。それは、公的年金所得控除では140万円から120万円とされ、その影響を受ける市民が、その当時に463人、約256万円の増、また、非課税措置の廃止で1,416人、約159万円が影響を受けています。また、老年者控除で48万円を廃止したために、776人、約725万円が負担増になりました。また、定率減税、その当時は半減でしたけれども、人数にすると6,919人、そして、金額では約3,454万円の増ということで、さらに普通徴収分は4,258人、約1,181万円、このようになっていますが、延べ人数でいうと1万3,458人、お金にして約5,782万円の負担増、そういうことになったわけです。そして、これが国保や介護保険の負担増にもつながってきているわけです。これが決算に対する反対の主たるものですが、また、後期高齢者医療広域連合準備委員会がありますので、このことについても若干触れる必要がある、こういうふうに思います。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の高齢者すべての個人から保険料をとること、それが年金からの天引きになることや、滞納で資格証明書が発行されること、医療の差別など、これまでも問題点を挙げてきました。東京都の後期高齢者広域連合で保険料の試算をしていますが、平均保険料は最高で年額15万円、最も低いケースでも平均の保険料は年額9万6,000円となる、このことを明らかにしています。これは、厚労省が見込んでいる全国平均年額7万4,400円を大きく上回り、国保税よりも負担額が大きくなっています。これに天引きされている介護保険料が加われば、暮らすのに大変大きな影響が出る。そして、高齢者の暮らしが大変な状況になると、こういうことは明らかです。にかほ市の75歳以上の高齢者は、この8月末現在で、3,963人とされています。来年4月にはもっとその数はふえるでしょう。この高齢者の方々が現状より悪くなる制度に組み込まれていくということは避けなければならないと思っています。少なくとも後期高齢者医療制度の全面見直しが必要だと考えます。

以上述べたように、大企業には税金を軽くし、市民には重くする逆立ち税制が含まれている本決算は、市の責任というわけではない、これは明らかですけれども、以上述べたような観点から認定できないことを表明して、討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

なお、採決に当たっては、事務局のほうで確認できるまで御起立願います。

この議案第77号の採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 77 号平成 18 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 78 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 78 号の討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 78 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 79 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 79 号の討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 79 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 80 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 80 号の討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 80 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 81 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 81 号の討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 81 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 82 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 82 号の討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 82 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 83 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 83 号の討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 83 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決しました。

次に、議案第 84 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 84 号の討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 84 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決しました。

次に、議案第 85 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 85 号の討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 85 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定については認定することに決しました。

次に、議案第 86 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 86 号の討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 86 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 87 号の討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 87 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 88 号の討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 88 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 89 号の討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 89 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 90 号の討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 90 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 91 号の討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 91 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 92 号の討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 92 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 93 号の討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 93 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 94 号の討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 94 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 10 号有害鳥獣対策の抜本強化に関する陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 10 号の討論を終わります。

これから陳情第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 10 号有害鳥獣対策の抜本強化に関する陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 11 号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 11 号の討論を終わります。

これから陳情第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 11 号悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することと決定しました。

日程第 22、議提第 15 号有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書及び日程第 23、議提第 16 号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の 2 件を一括議題とします。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 15 号について、5 番宮崎信一議員の説明

を求めます。5 番宮崎信一議員。

【5 番（宮崎信一君）登壇】

5 番（宮崎信一君） 議提第 15 号有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 9 月 26 日。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく佐々木平嗣、同じく池田甚一、同じく山田明。

内容について申し上げます。

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書（案）。

近年、野生鳥獣の生育分布の拡大・増加とともに、農林漁業者の高齢化に伴って、農山漁村においては、野生鳥獣による農林水産業への被害が全国的に深刻化していることから、農林漁家が営農の意欲を失い、農山漁村の過疎化をさらに加速化させている極めて深刻な状況となっています。

秋田県にあっても、昨年度の被害面積が13,800ヘクタールで、被害金額にして122,337千円となっていることもあり、被害の深刻化・広域化に対応した有害鳥獣対策を抜本的に強化する必要があります。

よって、有害鳥獣対策の抜本強化をするために、次の事項について実現するよう強く要請します。

- 1、生息数等の的確な把握に基づく対策。
- 2、広域的な被害防止対策。
- 3、捕獲に関する規制緩和。
- 4、専門家の育成・確保。
- 5、財政負担の軽減。
- 6、人と野生鳥獣の棲み分け。

以上、地方自治法第 99 条の規定より意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 26 日。

秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

あて先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

以上、可決をよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 15 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 15 号の質疑を終わります。

これから議提第 15 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 15 号有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第 16 号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について、4 番池田好隆議員の説明を求めます。4 番池田好隆議員。

【4 番（池田好隆君）登壇】

4 番（池田好隆君） 議提第 16 号でございます。割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出でございます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

平成 19 年 9 月 26 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）でございます。

クレジット被害の防止と取引の適正化、これに向けて割賦販売法の改正をしてほしいというものでございます。特に、割賦販売法改正に当たっては、次の 4 点、これを強く要請したいのでございます。4 項目のタイトルだけを申し上げます。

第 1 点、過剰与信規制の具体化であります。

2 つ目、不適正与信防止義務と既払金返還責任についてであります。

3 点目、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止であります。

4 点目、登録制の導入でございます。

以上、4 点でございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

平成 19 年 9 月 26 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 16 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 16 号の質疑を終わります。

これから議提第 16 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 16 号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成 19 年第 7 回にかほ市議会定例会を

閉会します。

午後 1 時 39 分 閉 会